

## 令和元年度 第7期第1回 二見地区地域審議会会議概要

- 1 開催日時 令和元年11月7日(木)午後7時00分～午後8時30分
- 2 開催場所 二見総合支所3階 第2会議室
- 3 議事内容 **【報告案件】**
  - ① 地域公共交通再編について
  - ② 施設利用料の見直しについて**【意見交換】**
  - ③ 市民憲章について
  - ④ その他
- 4 出席委員 松本徳男委員、山本貞夫委員、濱口憲敏委員、松本誠委員、奥野雅則委員、橋本清美委員、北井伸治委員、酒徳孝委員、中村恒委員、松原孝次委員、松本昌純委員、濱條幸久委員、北村峯記委員
- 5 欠席委員 加藤正彦委員
- 6 出席職員 情報戦略局参事兼企画調整課長、同課長補佐  
都市整備部交通政策課副参事、同課主幹兼公共交通係長  
総務部参事兼総務課長  
二見総合支所長兼生活福祉課長、同課主幹兼地域振興係長
- 7 傍聴人 0名
- 8 議事概要
  - あいさつ  
会 長 今日では令和最初の審議会。時間の許す限り、忌憚のない意見を聞かせてほしい。
  - 会議の成立  
事務局 本日の出席委員は13名であり、委員の過半数の出席があることから、本会議が成立していること、本会議は公開であることを報告。
  - ① 地域公共交通再編について  
交通政策課 現在、市では「市内循環バスの社会実験」、「おかげバスの再編」に取り組んでいる。本日は、後者について報告をしたい。  
再編は次の考え方に基づき、検討している。

- A 利用実態に応じたバス停の廃止、または追加、デマンド運行への変更等による運行の効率化及び利用者の増加を図る。
- B 市内環状バスの運行を考慮した路線網の再編を行い、おかげバスと重複した運行区間を廃止し、経済的な路線網に編成する。
- C 利用者目線の運行時刻に再編し、診察、買い物に適した時刻表を編成する。
- D 隣接町等との共同運航を検討する。

再編素案については、上記の考え方にに基づき 11 のルート別に検討しており、二見ルートはバス停及び経由地の増加を考えている。

再編後の運行経費は、平成 30 年度に対して約 2,700 万円の増加が見込まれ、運賃収入や補助金等を考慮すると、市の負担は 557 万円程度と推計される。

具体的なスケジュールや計画案については、11 月中～下旬に示したい。

また、今後の取り組みとして、交通不便地域におけるバス停までの移動手段や、ICカードの導入による運賃体系の再構築に向けた検討を行いたい。

#### 【質問・意見】

##### ●おかげバスデマンドとは何か。

→おかげバスはダイヤに従い、バス車両で運行される。おかげバスデマンドは予約に基づき随時、タクシー車両で運行される。現在は小俣、小木・田尻地域で運行されている。

##### ●おかげバスデマンドの利用状況はどうか。

→おかげバスは 78,000 人程度、おかげバスデマンドは 4,000 人程度の実績がある。

##### ●再編の実施時期はいつか。

→来年度の夏頃には実施したい。

##### ●再編成の考え方について、Aの文中「運行の効率化及び利用者の増加を図る」とあるが、これは裏付があつてのことか。また、Cの冒頭「利用者目線の運行時刻に再編し」とあるが、利用者目線はどのようにして決めたのか。アンケートを実施したのか。

→Aについては、バス停の利用実績等を根拠に考えている。Cは市民アンケートやまちづくり協議会等との懇談の中で、利用しやすい時間帯を見出していった。

##### ●バス停にベンチは設置できないのか。要望を挙げたら考えてくれるのか。

→立地的な制約で難しい所もあるが、前向きに検討していきたい。

#### ② 施設利用料の見直しについて

企画調整課 本件は、「施設使用料については、当分の間現行のとおりとする。なお、同一又は類似する施設の使用料については、新市発足後可能な限り統一に努めるものとする」という、合併調整項目に基づくもの。

昨年 9 月に完成した公共施設等総合管理計画－施設類型別計画との整

合性を持たせるため、「受益者負担、公平性の原則」、「算定方法の明確化（原価×受益者負担割合）」、「減免基準の整理、統一化」、「管理運営の効率化等」を基本的な考え方として、「施設使用料に関する見直し指針」を今年2月に策定し、施設の再編・建替えの時期に合わせて使用料の改定を進めることとなった。

「受益者負担、公平性の原則」は施設を利用する人とししない人の負担の公平性を確保するため、施設利用者に応分の負担を求めるもの。

「算定方法の明確化（原価×受益者負担割合）」にある「原価」とは、サービスの提供や施設を維持管理するために必要な人や物にかかる費用。ただし、全ての市民に利用の機会を提供するという観点から、土地代や建物等の減価償却費は算定しない。「受益者負担割合」とは、算定にあたり、公共性の強弱を「必需性＝日常生活上の必要性（選択的か必需的か）」、「市場性＝民間による提供の可能性（市場的か非市場的か）」の観点から判別し、適正な料金を設定を行う。

施設使用料は上記の基本算定方法に基づき、1室または1面あたりの料金とする「貸館等施設」、1人あたりの料金とする「個人利用施設」の2つに分類して算定する。

「減免基準の整理、統一化」は、公共、公益上の使用に限り、基本的に1/2免除することを全施設に共通する適用基準とする。

この指針は原則、全ての施設に適用するが、算定方法が法令等で定められているもの、政策的に個別で検討を要するもの等については例外とする。

施設使用料の改定は、公共施設等総合管理計画－施設類型別計画に基づく再編・建替えの時期とするが、利用が少ない施設については、経費削減・利用率の向上に努めると共に、随時行っていく。

施設使用料の見直しに伴い、午前、午後、夜間等、時間帯による料金設定を原則、1時間あたりの料金に改める。

見直しを実施することで、現行の使用料を大幅に上回る場合は、原則として、激変緩和措置を設ける。

営利目的の使用については、原則として割増料金を設定する。

常に受益と負担の公平性に配慮し、施設使用料の見直しは適時、行う。

#### 【質問・意見】

●小中学校の体育館をスポーツクラブが借りる場合、場所によって料金の高低はあるのか。

→スポーツ少年団等は、施策的な理由で免除となっている。

●営利目的を除き、ほとんどの施設で利用料が免除されているという感じだが。

→施設の種類にもよる。政策的に配慮が必要な福祉施設は、免除の対象が多いが、スポーツ施設等は相応の負担をしてもらっている。例えばサッカーヴィレッジは、平成30年度決算で利用料収入が約3億円となっている。

●激変緩和措置の対象施設は、どのようなものか。

→全ての施設が対象となる。見直しによる利用料の上昇は、1.3倍を上限とする。ただし、これは暫定措置なので、機を見て緩やかに適正料金を目指す。

●事前配付資料の「伊勢市－公共施設等総合管理計画－施設類型別計画」P33には、二見総合支所と周辺の3施設を1つにするとあるが、これは新たに施設をつくるということか。複合化後、既存の施設は除却となっているが、取り壊すということか。

→お見込のとおり。具体的なイメージは示せないが、施設を新しくつくる。複合化後の旧施設は取り壊す。

●毎年恒例の「おひなさまめぐり in 二見」は、主催が民間団体だが趣旨を理解してもらい、施設使用料は免除となっている。また、生涯学習センターや支所、老人福祉センター等、複数の展示場所を使用しているが、見直し後は新しい免除条件に馴染まないと思われる。展示場所やスペースの減少も懸念される。

→2044年までには、既存の建物（昭和40～50年築）が一気に老朽化してくる。人口が減少する中、これ等の維持更新に公費を投入するのは理解を得難い。それなら今から既存の施設を整理していこう、というのが計画の趣旨。総論では受入れてもらえるが、各論になると難色を示されるのが実情。

### ③ 市民憲章について

企画調整課 市民憲章は、合併以前の旧4市町村では伊勢市のみにあった。合併時の協定項目では、「市章、市民憲章、市の花・木は新市において新たに定める。」となっているが、現在決まっているのは、市章のみ。市民憲章、市の花・木は「機運の高まりを待って」というスタンスだが、議論されてこなかったのは事実。

新設（対等）合併した新市内、市民憲章を定めているのは伊賀、松阪、熊野の3市。当市をはじめとする6市は未制定。その理由として「総合計画の基本構想に、憲章に相当する要素を盛り込むことができた」と捉えていることが挙げられる。当市でも第3次伊勢市総合計画を昨年度に策定、その基本構想で市の目指すべき将来像及び将来像を実現するための基本理念等を示している。

支障がなかったとはいうものの、憲章や市の花・木といったシンボルがない状態について、地域審議会の意見を聴かせてほしい。

#### 【質問・意見】

●第3次総合計画の基本構想で理念が示されているので、新しい憲章は不要と考える。ただし、構想は文章が長く市民に浸透し難いので、周知に努める必要がある。

●旧伊勢市の憲章は、市民に浸透したのか。

→市の歌を含めてあまり浸透していなかった。

●市民憲章、市の花・木はどんなことに使われるのか。用途が無いのに決めることは無意味だ。制定に要するアンケートや事務のコストを考えると、無い方がよい。

- 伊勢市を象徴するようなものであれば、よいと思う。
  - 市のシンボルは、市章でこと足りるのではないか。
- 今回は、結論を出すのではなく、意見として聴かせていただく。

#### ④ その他について

企画調整課 事前配付資料の「伊勢市－公共施設等総合管理計画－施設類型別計画」に沿って説明。

全国的な人口減少・少子高齢化が進行する中、将来の公共施設等の更新や維持管理に要する経費の確保が課題となっている。

平成 27 年 4 月 1 日現在、公共施設等総合管理計画が対象とする公共施設は 580 施設、総床面積が 398,661 m<sup>2</sup>ある。築年別に見ると昭和 40 年代半ば以降に集中しており、施設の老朽化が進行している。

計画では、2015 年度～2044 年度の間、施設の更新及び新規整備に係る費用が 1,011 億円必要と見込まれ、支出の抑制と収入の確保の双方から取組みを進める。

基本的な考え方は「財政負担の軽減及び平準化」、「安全・安心で時代のニーズに応じた公共サービスの提供」を共通方針とする。

具体的な取り組みとしては、施設の複合化、集約化、転用、運営手法の見直し、民間施設の活用、廃止、譲渡を検討する。

市の庁舎に関しては、現在 12 ある総合支所・支所の内、身近なサービスが提供できる範囲を本庁から半径 4 km とした際に、その範囲内に収まる 7 支所を廃止、本庁＋ 3 総合支所＋ 2 支所に再編する。

二見地区においては先にも述べたが、P32～P33 にあるように先ず公民館と生涯学習センターを複合化して公民館を除却、2028 年度をめどに老人福祉センターと総合支所を加えて複合化し、それぞれの旧施設を除却する。

#### 【質問・意見】

- P112 の漁港施設、江漁港は土砂の堆積により干潮時の出入りに支障が出ている。また、不法係留の横行で正規の船が停められない。市として漁港の浚渫、不法係留の指導を行ってほしい。
- 担当部署に話を伝える。
- 二見地区の施設複合・除却はいつから始まるのか。
- 最終年度は決めているが、着手の詳細は決められていない。
- 現在の公民館は、耐震対策ができているのか。
- 昭和 56 年を境に耐震基準が異なるが、手元に公民館の資料が無いので不明。
- 施設の移行については、内容を決定する前に使用する者達の意向を聴いてほしい。
- P110 の都市ポンプ場について、40 箇所とあるが、茶屋のポンプ場は含まれているか。また、同ページの都市ポンプ場長期補修計画、茶屋ポンプ場は対象となっているのか。

→手元に資料が無いので即答できない。後日総合支所長を通じて回答する（翌日、総合支所長から担当課へ確認。茶屋ポンプ場は40箇所の中に含まれ、都市ポンプ場長期補修計画の対象となっている）。

- 伊勢という地は、スポーツには力を入れているが、文化はそれほどでもない。是非、文化にも目を向けてほしい。

以上。